



2017(平成 29)年 5月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ドンキホーテホールディングス  
 代 表 者 名 代表取締役社長 兼CEO 大原孝治  
 コ ー ド 番 号 7532 東京証券取引所市場第一部  
 本 社 所 在 地 東京都目黒区青葉台 2-19-10  
 情 報 開 示 責 任 者 専務取締役兼CFO 高橋光夫  
 電 話 番 号 03-5725-7588 (直通)

### 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2017年5月16日、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することについて、取締役会決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さんと共有することで、取締役の中長期的な業績や企業価値の向上に対する貢献意欲及び士気を一層高めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

##### 2. 新株予約権の発行要項

###### (1) 新株予約権の名称

株式会社ドンキホーテホールディングス 第3回株式報酬型新株予約権

###### (2) 新株予約権の数

200個を上限とする。

###### (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式20,000株（各新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個につき普通株式100株とし、以下「付与株式数」という。）を上限とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整する。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

###### (4) 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、新株予約権の割当てを受ける者（以下「新株予約権者」という。）に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、新株予約権者は、当社に対するこの報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

###### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は金 1 円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2017 年 6 月 1 日から 2047 年 5 月 31 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、上記（6）の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができる。この場合は、上記①にかかるわらず、上記（6）の期間内において、相続開始の日の翌日から 1 年を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ①新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合、重大な法令違反を犯した場合、故意または重大な過失により当社の方針に反する行為をした場合、当社の重要な機密を漏らした場合、当社の信用を毀損した場合、もしくは当社に多大な損害を与える行為をした場合は、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得する。
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案を目的事項とする当社株主総会の招集について当社取締役会で決議された場合は、当社は新株予約権者全員が有する新株予約権全部を無償で取得する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の割当日

2017 年 6 月 1 日

(12) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2017 年 6 月 1 日

(13) 新株予約権の行使に際しての払込取扱金融機関及び取扱場所

株式会社みずほ銀行 新橋支店

(14) 新株予約権の割当て

新株予約権の割当てに関する事項は、平成 29 年 5 月 31 日までに取締役会で決定する。

(15) その他

上記各号のほか、新株予約権に関して必要な一切の事項は代表取締役社長に一任する。

以 上